

私的使用のための複製ってどういうこと？

【物語編】

葵の家。3人がPCでレポートを書いている。

直哉、思い出したように。

直哉「そういえば、葵、統計入門で分からないところがあるって言ってたよね。うちにあった本をコピーしてきたからさ、良かったら参考にしよ。」

葵「うわぁ、ありがとう。助かる〜。」

内容を確認する。

葵「ふーん、そういうことだったんだ。やっと理解できた（笑）」

直哉「役に立ってよかった。この本、難しいことを簡単な言葉で説明してくれているし、図がたくさんあって分かりやすいよね。」

葵「うん♪。私も買ってみようかな。」

香澄「どれどれ〜、私にも見せてよ。」

一瞬考えて。

香澄「あれ？そういえば書籍をコピーするのって著作権侵害じゃなかった？」

直哉「えっ、そうだっけ？ 私的な使用のためのコピーならOKじゃなかった??」

香澄「そう私的な使用なら、ね。」

葵「あぁ、そういえば私的な使用ってどこまで大丈夫なんだろう？ 友達同士でもいいのかな??」

3人、首をかしげる。

3人「うーん・・・」

【解説編】

葵の家。3人で不安そうな顔をしている。

天の声・女性「みなさん、悩んでいますね。」

香澄「はい。著作物の私的使用のためのコピーはOKと聞いたことがありますが、その範囲についてはちゃんと確認したことがありませんでした。友達同士でも大丈夫なのでしょうか？」

天の声・女性「では、著作物の私的使用のための複製について解説しますね。まずは、条文の該当箇所を見てみましょう。

著作権法30条 私的使用のための複製 1項

著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

この『次に掲げる場合』については、あとで少し触れることにします。

まずは、『個人的』または『家庭内その他これに準ずる限られた範囲内』で使用する場合は、この『私的使用のための複製』という権利制限によって、複製は可能ということを理解してください。」

直哉「うーん、分かるようで分からない・・・個人的に使用するとはどのようなことを指すのでしょうか？」

天の声・女性「仕事などではなく、個人で使うこと、例えば趣味などで使うようなことです。また使う際には、使用する人が自分で著作物を複製する必要があります。これは、細かいのですが、大事です。」

直哉「なるほど。今回の場合、実際に使うのは葵なので、葵が複製しなきゃいけなかったんですね。」

香澄「ちょっと待って。その前に、家庭内その他これに準ずる限られた範囲、ってどの程度までなんですか？ 私たちのような友達間でも大丈夫なのでしょうか？」

天の声・女性「はい、そこですね。実に曖昧な表現です。家庭内というのは同一家庭内、という意味と理解されています。

その他これに準ずる限られた範囲内というのは、明確な基準が示されているわけではありませんが、属するメンバーの間に強い個人的結合関係が築かれていることが必要であるとされています。

しかし、多人数のサークルや少人数であっても強い個人的結合関係がないもの、例えば町内会などは該当しないと考えられます。

裁判例では、『その他これに準ずる限られた範囲内』というためには、『少なくとも家庭に準じる程度に親密かつ閉鎖的な関係があることが必要である』とされています。」

葵「ふーん、私的な範囲って意外と狭いんですね～。でも私たち、とても親しいし、3人だけなので大丈夫かなーと思いますけど、家庭に準じるってなると・・・ちょっと微妙よねえ～。」

直哉「そうだね。条文通りに解釈するとそうなるのかな・・・」

天の声・女性「今回の場合は、絶対にダメかと言われると微妙です。直哉くんがコピーするのではなく、書籍をそのまま葵さんに貸してあげていれば問題なかったですね。」

直哉「確かに！ 次からはそうします。」

香澄「あの～、今回は書籍のコピーの話ですが、以前、キャラクターの似顔絵のようなものやファイルのダウンロードも複製にあたるって聞いたことがあります。そもそも複製ってどういう行為を指すのですか？」

天の声・男性「香澄さん、良いところに気づきました。」

直哉「お、声が変わった。よろしくお願いします。」

天の声・男性「はい、よろしくお願いします。さて、複製についてですね。対象とする著作物によって色々な複製があります。みなさんがよく知っているような書籍や雑誌などの紙媒体をコピー機で印刷することはもちろん含まれます。

そのほか、スキャナーでPDFに変換することや写真撮影をすること、動画撮影をすることも複製に含まれます。」

直哉「えっ、そうなんですか。電子化することも複製になるんですね・・・

僕、重い書籍をPDF化して自分用に持ち歩いているんですけど、これも人に渡さない方がいいですね。」

天の声・男性「そうです。個人で使う分を自分でPDF化するような場合は問題ありませんが他人に渡してはいけません。

また、私的使用で認められているのは複製だけですので、それをSNSに掲載したり、動画共有サイトへ配信するなどの公衆送信をすることはできません。注意してくださいね。」

直哉「はい、わかりました。」

天の声・男性「それから、いくつか例外もあります。

技術的保護手段回避による複製（著作権法30条1項2号）

違法サイトからのダウンロード（著作権法30条1項3号）

まず、『技術的保護手段回避による複製』についてです。

みなさん、コピープロテクションって聞いたことありますか？」

葵「聞いたことあります。私、よく映画を配信サイトでみるんですけど、スクリーンキャプチャができないようになっているものがありますよね。あれってコピーを防いでいるんですよね？」

天の声・男性「はい、そうです。そのようなコピープロテクションが施された著作物のプロテクトを解除して複製することは認められていません。また、プロテクトを解除したものであると知っていて、それを複製することも同様です。」

葵「なるほど～。コピープロテクションがかかっている映画の配信とかは、私的使用のための複製とは認められないんですね。」

天の声・男性「そうです。コピープロテクションがかかっているということは、そもそも複製を許可していないということですから、複製してはいけません。

それから、次は、『違法サイトからのダウンロード』についてです。先ほど、香澄さんがダウンロードも複製であると言っていましたよね。違法配信された漫画や書籍、新聞、論文、ソフトウェアなどを、違法であると知りながらダウンロードすることも私的使用のための複製とは認められません。利用した場合は刑事罰の対象となることもあります。十分注意してください。」

香澄「分かりました！ 動画共有サイトのアーティストの曲やテレビ番組などは特に注意が必要なんですね！！」

天の声・男性「みなさん、著作物はルールを守って、慎重に使いましょうね。」

3人笑顔で。

3人「はい！！」